

学校において予防すべき感染症及び出席停止の期間の基準（令和5年5月現在）

	感染症の種類	出席停止の期間の基準等	必要な書類
第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群（SARS） 急性灰白髄炎（ポリオ） 中東呼吸器症候群（MERS） 特定鳥インフルエンザ（H5N1及びH7N9）	治癒するまで	別紙1
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）	○インフルエンザ：発症した後5日を経過し、解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで	別紙2
	百日咳	○百日咳：特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	別紙3
	麻疹（はしか）	○麻疹：解熱した後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	○流行性耳下腺炎：耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
	風疹	○風しん：発しんが消失するまで	別紙4
	水痘（みずぼうそう）	○水痘：すべての発しんが痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱	○咽頭結膜熱：主要症状が消退した後2日を経過するまで	
	<b>新型コロナウイルス感染症</b>	<b>○新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。であるものに限る。）：発症した後5日を経過し、かつ、病状が軽快した後1日を経過するまで</b>	別紙4
	結核	○結核：病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	別紙1
	髄膜炎菌性髄膜炎	○髄膜炎菌性髄膜炎：病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
第三種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	別紙1